

3. 第3号議案 規約改定

天竜川上流水防連絡会規約

第1章 総則

(設 置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として「天竜川上流水防連絡会」（以下、本連絡会）を設置する。

(目 的)

第2条 本連絡会は、長野県内における天竜川水系の大臣管理区間（以下、天竜川上流管内）について水害を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とするほか、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、天竜川上流管内における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(連絡会の構成)

第3条 本連絡会は、別表－1に掲げる天竜川上流管内の関係機関をもって構成する。

(業 務)

第4条 本連絡会は第2条の目的を達成するために次の業務を行う。

- 1). 雨量・水位・流量などの気象及び河川情報の伝達・提供に関すること。
- 2). 洪水予報業務として実施する観測通報、予報の連絡に関すること。
- 3). 洪水予報に関する調査研究に関すること。
- 4). 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保に関する調査研究に関すること。
- 5). 重要水防箇所の周知に関すること。
- 6). 河川改修の状況把握に関すること。
- 7). 既往洪水における出水状況の整理に関すること。
- 8). 水防資器材整備状況に関すること。
- 9). 水防警報業務に関すること。
- 10). 水防時の交通規制に関すること。
- 11). 水防に係わる広報宣伝に関すること。
- 12). 水防災意識社会再構築（下記①から③）に関すること。

- ①洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
 - ②円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
 - ③大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。
- 13)．その他本連絡会の目的を遂行するため必要と認められる事項。

(協議会資料の公表)

- 第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

第2章 役員

(役員)

第6条 本連絡会には次の役員を置く。

- | | | |
|-----------|-----|-----|
| 1)．会 | 長 | 1名 |
| 2)．副 | 会 長 | 3名 |
| 4)．委 | 員 | 30名 |
| 5)．幹 | 事 長 | 1名 |
| 6)．幹 | 事 | 40名 |
| 7)．オブザーバー | | 6名 |

(会 長)

第7条 会長は本連絡会を代表し会務を統括する。

- 2．会長は天竜川上流河川事務所長をもってこれにあてる。

(副会長)

第8条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

- 2．副会長は、長野地方気象台長、伊那建設事務所長及び、飯田建設事務所長をもってこれにあてる。

(委 員)

第 9 条 委員は会務を評議する。

2. 委員は別表－2 に掲げるものをもってこれにあてる。

(幹事長)

第 10 条 幹事長は幹事会を運営し本連絡会の業務を処理する。

2. 幹事長は天竜川上流河川事務所（技術）副所長を~~持っ~~てこれにあてる。

(幹 事)

第 11 条 幹事は会務の企画及び相互の連絡にあたる。

2. 幹事は別表－3 に掲げるものをもってこれにあてる。

(オブザーバー)

第 12 条 委員の同意に基づきオブザーバーを設置することができる。

2. オブザーバーは、本連絡会の目的に賛同する機関で業務に参加することができる。

3. オブザーバーは、別表－4 に掲げるものをもってこれにあてる。

第 3 章 運 営

(委員会)

第 13 条 本連絡会の運営は委員会の決議による。

2. 委員会は毎年出水期前及び会長が必要と認めたとき会長が招集し、会務を評議する。

3. 委員会の議長は会長がこれにあたる。

4. 委員会において必要があると認めるときは、別表－2 に掲げる委員以外の者を出席させ意見を求めることができる。

(幹事会)

第 14 条 幹事会は幹事長が必要と認めたとき幹事長が招集し会務の企画にあたる。

2. 幹事会において必要があると認めるときは、別表－3 に掲げる幹事以外の者を出席させ意見を求めることができる。

(事務局)

第 15 条 本連絡会の事務局は天竜川上流河川事務所流域治水課内に置く。

第4章 雑 則

(規約の改正)

第16条 本規約の改正は委員会の決議によらなければならない。

(附 則)

第17条 この規約は平成19年4月26日から実施する。

組織改編に伴う名称変更を平成20年4月24日に実施。

組織改編に伴う名称変更を平成23年4月26日に実施。

組織改編に伴う名称変更を平成24年4月26日に実施。

組織改編に伴う名称変更を平成25年4月19日に実施。

組織改編に伴う名称変更を平成26年4月30日に実施。

第2条～第5条、第13条、第14条及び別表－1～別表－3の改訂を平成28年4月20日に実施。

水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として連絡会を設置することに係わる改訂を以下のとおり平成30年4月17日に実施。

- ・第1条（名称）を削除、（設置）に変更
- ・第3条（組 織）を（連絡会の構成）に変更
- ・第4条（業 務）の12)と14)を変更、13)を削除
- ・第5条（協議会資料の公表）を追加
- ・第11条（監 事）を削除
- ・第16条（経 費）第17条（会 計）第18条（会計監査）を削除

組織改編に伴う名称変更を令和3年5月31日に実施。

組織改編に伴う名称変更を令和4年4月21日に実施。

組織改編に伴う名称変更を令和5年4月21日に実施。

組織改編に伴う名称変更を令和6年4月16日に実施。

組織改編等に伴う名称変更及び誤字の修正を令和7年4月24日に実施。

以上

別表－１ 水防関係機関

中部地方整備局 天竜川上流河川事務所

気象庁 長野地方気象台

中部地方整備局 天竜川ダム統合管理事務所

長野県 警察本部

長野県 建設部 河川課

長野県 危機管理部 危機管理防災課

長野県 伊那建設事務所

長野県 飯田建設事務所

長野県警 岡谷警察署

長野県警 伊那警察署

長野県警 駒ヶ根警察署

長野県警 飯田警察署

長野県警 阿南警察署

伊那市

駒ヶ根市

飯田市

辰野町

箕輪町

南箕輪村

宮田村

飯島町

中川村

松川町

高森町

豊丘村

喬木村

下條村

泰阜村

阿南町

天龍村

南信州広域連合 飯田広域消防本部

上伊那広域連合 上伊那広域消防本部

中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー 飯田水力センター

一般財団法人 河川情報センター 名古屋センター

別表－２ 委員

中部地方整備局 天竜川上流河川事務所長 会長
気象庁 長野地方気象台長 副会長
中部地方整備局 天竜川ダム統合管理事務所長
長野県 警察本部 参事官兼警備第二課長
長野県 建設部 河川課長
長野県 危機管理部 危機管理防災課長
長野県 伊那建設事務所長 副会長
長野県 飯田建設事務所長 副会長
長野県警 岡谷警察署長
長野県警 伊那警察署長
長野県警 駒ヶ根警察署長
長野県警 飯田警察署長
長野県警 阿南警察署長
伊那市長
駒ヶ根市長
飯田市長
辰野町長
箕輪町長
南箕輪村長
宮田村長
飯島町長
中川村長
松川町長
高森町長
豊丘村長
喬木村長
下條村長
泰阜村長
阿南町長
天龍村長
南信州広域連合 飯田広域消防本部 消防長
上伊那広域連合 上伊那広域消防本部 消防長
中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー 飯田水力センター所長
一般財団法人 河川情報センター 名古屋センター所長

別表－３ 幹事

中部地方整備局	天竜川上流河川事務所	副所長（技術）	幹事長
〃	〃	工務課長	
〃	〃	流域治水課長	
〃	〃	管理課長	
〃	〃	施設管理課長	
〃	〃	伊那出張所長	伊那流域治水出張所長
〃	〃	駒ヶ根出張所長	伊南流域治水出張所長
〃	〃	飯田河川出張所長	
気象庁	長野地方気象台	防災管理官	
中部地方整備局	天竜川ダム統合管理事務所	副所長（技術）	
		管理課長	
長野県	警察本部	警備第二課	災害対策室長
長野県	建設部	河川課	企画幹
長野県	危機管理部	危機管理防災課	防災係長
長野県	伊那建設事務所	企画幹兼維持管理課長	
長野県	飯田建設事務所	企画幹兼 維持管理課長	
長野県警	岡谷警察署	警備課長	
長野県警	伊那警察署	警備課長	
長野県警	駒ヶ根警察署	警備課長	
長野県警	飯田警察署	警備課長	
長野県警	阿南警察署	警備課長	
伊那市	危機管理監兼危機管理課長		
駒ヶ根市	危機管理課長		
飯田市	危機管理課長		
辰野町	総務課長		
箕輪町	総務課長		
南箕輪村	危機管理課長		
宮田村	総務課長		
飯島町	総務課長		
中川村	総務課長		
松川町	総務課長		
高森町	総務課長		
豊丘村	総務課長		
喬木村	総務課長		

下條村 総務課長
泰阜村 総務課長
阿南町 総務課長
天龍村 総務課長
南信州広域連合 飯田広域消防本部 警防課長
上伊那広域連合 上伊那広域消防本部 ~~消防次長兼警防課長~~ 警防課長
中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー 飯田水力センター 業務課 課長代理
一般財団法人 河川情報センター 名古屋センター 上席参事

別表－４ オブザーバー

諏訪市 危機管理室長
岡谷市 危機管理室長
下諏訪町 ~~危機管理室長兼情報防災係長~~ 情報防災係長兼危機管理室長
諏訪広域連合 諏訪広域消防本部 警防課長
一般社団法人 長野県南部防災対策協議会
一般社団法人 南信防災情報協議会